

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 5 日

笠岡市内指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所
笠岡市内小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

笠岡市健康福祉部長寿支援課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、
モニタリングの取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険行政の推進につきまして、ご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が国内各地で相次いで確認されており、各事業所において感染予防対策を徹底していただいているところですが、感染経路が特定できない症例が複数発生するなど、感染のまん延が懸念されているところであります。

また、一部の介護保険施設では入所者との面会を制限する等の措置が取られております。このような状況を鑑み、本市の対応といたしまして、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援事業所の運営基準に義務付けられているサービス担当者会議、モニタリングの取扱いを当面の間、次のとおり取り扱うこととしますので適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

記

1 サービス担当者会議の開催について

運営基準において、サービス等の担当者を招集して行う会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を共有し、居宅サービス計画の原案の内容について意見を求めることになっていますが、新型コロナウイルス感染のまん延防止の観点から「やむを得ない事情」に該当するものとし、電話やファクシミリ等の手段で照会し、意見を求めることができるものとし、この場合緊密に相互の情報交換を行い、利用者の状況等についての情報や、居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにし、その内容を支援経過等に記録してください。

なお、担当者を招集して会議を開催する必要がある場合には、参加人数を必要最小限にする又は、参加者に手洗い、マスクの着用等と呼びかける等、感染防止に十分配慮した上で開催してください。

【根拠法令】

「サービス担当者会議による専門的意見の聴取」

(1) 居宅介護支援

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条第9号

(2) 介護予防支援

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）第30条第9号

2 モニタリングの実施について

運営基準において、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することとなっておりますが、新型コロナウイルス感染のまん延防止の観点から「特段の事情」に該当するものとし利用者の状況を把握する手段として電話やファクシミリ等による方法を活用し、その経過や内容を支援経過等に記録しておくことにより運営基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。なお、モニタリングが必要な場合には手洗い、マスクの着用等感染防止に十分配慮した上で利用者の居宅を訪問するよう対応をお願いします。また、利用者から感染を危惧する等の理由により、訪問を拒否された場合は「特段の事情」に該当しますので申し添えます。

【根拠法令】

「モニタリングの実施」

(1) 居宅介護支援

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条第14号

(2) 介護予防支援

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）第30条第16号

3 小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画作成について

運営基準において、居宅サービス計画の作成に当たっては指定居宅介護支援事業所等基準第13各号に掲げる具体的方針に沿って行うものとする定められています。この通知による指定居宅介護支援事業所等の取扱いに準じて対応をお願いします。

【根拠法令】

「居宅サービス計画の作成」

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第74条第2項

4 取扱い対象期間

令和2年3月31日（火）まで

注：取扱い対象期間については、新型コロナウイルス感染の流行状況及び厚生労働省から新たに方針等が示された場合変更となる可能性があります。その際は、あらかじめ通知します。

5 留意事項

この通知は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（令和2年2月17日事務連絡）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第3報）（令和2年2月28日事務連絡）」において、介護報酬、人員・設備・運営基準について柔軟な取扱いを可能とすると示されており、この通知の取り扱いが特別な事情に該当するものと判断し、本市における柔軟な取扱いを具体化するものです。

問い合わせ先：笠岡市長寿支援課
(TEL 0865-69-2139 担当：清水・馬越)